

## 第4章 快適な環境の創造

### 第1節 身近な緑空間の確保

#### 1 現状と課題

都市部における豊かな緑空間は、良好な風致や景観を備えた地域環境を形成するとともに、自然とのふれあいを通じて、心身ともに豊かな人間形成に寄与したり、スポーツ・レクリエーションの場や災害時における避難場所を提供するほか、公害・災害の発生の緩和、水源涵養、CO<sub>2</sub>の吸収、**ヒートアイランド現象\***の緩和等の多様な機能を有しています。また、野生動植物の生息・生育空間としても貴重なものです。

しかし、都市部において緑空間は減少の傾向にあることから、周辺の里山や鎮守の森等の身近な緑空間は、人々の潤いの場となっていると同時に、自然環境学習の場としてもますます重要になっています。公園・緑地や街路樹の整備、公共施設の緑化、民有緑地の保全等を積極的に進めること等により、身近な緑空間を保全・創出していくことが必要ですが、そのためには、一人ひとりが身近な緑を守り育てていこうとする意識を持つことができるような取組を行うことも重要です。

府では、「京からやさしい環境づくり・人と水とみどりの共生」を基本理念とした「京都府広域緑地計画」を平成13年4月に策定しました。この計画は緑に関する総合的な計画で、緑地の確保目標、広域的な緑地の配置計画、都市緑化の推進方策等について定め、市町村の「緑の基本計画」の策定指針としても位置付けられています。

また、府内の森林を、子どもたちの未来を育む府民共通の貴重な財産として府民ぐるみで守り育み、健全な状態で次世代に引き継いでいくため、「京都府豊かな緑を守る条例」を平成17年10月に制定しました。

平成21年7月には、この条例に基づき、森林の利用及び保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため「京都府森林利用保全指針(第1次)」を策定しました。

その後、10年が経過する中で森林・林業をとりまく環境が大きく変化し、関連新法が制定されたことも踏まえ、第2次指針を令和元年11月に策定し、「安心安全で災害に強い森林づくり」、「府内産木材の需要を拡大し、ニーズを踏まえた供給拡大」、「健全で多様な森林づくり」の3つの方針で施策を推進しています。

#### 2 公園等の整備と緑地の保全

##### (1) 都市公園等の整備

府内の都市公園は令和2年度末で2,411カ所、1,960haを開設しています。府立都市公園は、平成25年度末に木津川運動公園を一部開園したことにより12公園となりましたが、引き続き木津川運動公園の残る区域の整備等を進めています。都市公園のほかカントリーパークも6カ所供用しており、都市公園と併せて、スポーツ・レクリエーション活動の拠点や都市内の貴重な憩いの場として、多くの府民に利用されています。

なお、公園の整備にあたっては府内産木材を利用し、木製遊具や休憩施設、遊歩道、標識等の再整備を行うなど、地球環境に配慮した「環境にやさしい公園」づくりを進めています。

##### (2) 森林及び緑地の保全

###### ア 森林の保全

森林が有する多面的機能の持続的発揮を通じて、美しい地域づくりはもとより、豊かな府民生活の充実を図っていくため、府では、府民みんなで京都の森を守り育む「京都モデルフォレスト運動」の推進をはじめ、緑の保全・創造や緑とのふれあいの機会の充実に努めています。

また、平成24年4月に開校した府立林業大学校では、高性能林業機械等、次世代の林業を担

う人材に加え、森林保全活動や野生鳥獣対策等、幅広い地域活動を支える人材の育成にも取り組んでいます。

平成28年度の第40回全国育樹祭開催をはじめとした「森の京都」の取組や京都モデルフォレスト運動10周年事業により、森づくりに取り組む団体の活動が活性化するとともに、森づくり活動支援の国庫事業により、NPOやボランティア等の森林保全活動の取組が増加しました。

「森と木の文化」を再認識し、豊かな森林を次世代に引き継いでいくため、第40回全国育樹祭の3つのテーマ（府民参加の森林づくりの推進、木材等の森林資源の幅広い利活用の推進、次世代の森づくりを担う青少年の育成）に沿った取組を推進しています。

#### イ 都市農地の保全と活用

生産緑地制度の活用を図り、優良な都市農地を保全するとともに、市民農園の整備等を促進しながら、都市部において、貴重な緑空間を形成している都市農地の利活用を進めています。

#### ウ 水とみどりのネットワークの形成

##### (ア) 指定状況

自然・利用・防災・景観のネットワークのひとつとして、自然歩道のネットワークがあり、府内では、東海自然歩道をはじめ、約786kmの自然歩道等が指定されています。

##### (イ) 今後の展開

自然・公園・樹林地・農地等の緑を、公園の整備、地域制緑地の指定、河川、自然歩道、自転車道等によって機能的・有機的に連携し、水とみどりのネットワーク形成を図ります。既存ルート等を有効に活用し、長距離自然歩道等による他府県にまたがる連携等の広域的な視点から、自然歩道等の府域1,000kmネットワークの形成を図ります。

表 3-4-1 既設の自然歩道等

名称	延長	備考
近畿自然歩道	353 k m	H 9 指定
丹波散策の道	250 k m	H 1 指定
東海自然歩道	157 k m	S 49 指定
山背古道	25 k m	
合計	約 786 k m	

## 第2節 水辺環境及び水循環の保全・確保

### 1 現状と課題

府民のゆとりと豊かさへの志向から、自然環境への関心が高まる中、河川等の身近な水辺空間は、府民の親水空間として重要な役割を果たしているとともに、景観的な側面からも人間生活に潤いを与えるものとなっていることから、人と自然のふれあいの場として、水生生物の生息環境にも配慮した水辺環境の保全・整備を進めることが重要となっています。

一方、降水、蒸発、流下または浸透等によって水循環が形成され、その水循環が健全に保たれることによって、水環境が保全（水量の維持、水質の維持、水生生物の生息・生育環境の確保、水辺環境の確保等）されています。こうした健全な水循環系の確保は、ヒートアイランド現象を緩和するなどの効果が期待されていますが、地表面を覆うコンクリート等の増加によって雨水が地下に浸透しにくくなったり、地下構造物の増加によって地下水の流れが阻害され、都市部の土壌の保水力が低下しつつあります。

また、水源地域においては森林等の管理水準の低下等によって水源涵養機能の低下が指摘されています。河川流域全体としての土壌の保水機能が減退すると、健全な水循環系が維持しにくくなり、

土砂災害の増大や河川の洪水被害につながります。

健全な水循環系を確保していくためには、森林、農地等の有する水源涵養機能を確保して水源地域の保全を行うとともに、公共用水域や地下水等の水質の保全や森林水源地域における水資源の無秩序な利用の防止を図ることにより、水源の質・量の安定的確保に努める必要があります。また、水循環が阻害される都市部においては、透水性舗装の採用や雨水浸透ますの設置等、自然の水循環の回復に努める必要があります。

また、健全な水循環系確保は、流域全体で様々な主体による連携した行動が必要であり、琵琶湖・淀川流域での流域圏再生の取組をはじめ、府内の各流域における分野を超えた多様な主体の連携を図る中で、さらに進める必要があります。

## 2 水辺環境の保全・確保

---

### (1) 河川環境の整備及び河川敷等の適正管理

#### ア 京（みやこ）の川づくり事業

河川空間が水と緑の貴重なオープンスペースであることから、京都市内の41河川を対象に、山紫水明の歴史都市・京都にふさわしい良好な水辺環境の創造を進めています。

#### イ 京（みやこ）の川再生事業

普段は水が非常に少ない京都市内の小河川である西高瀬川において、清流の復活、都市環境の改善等を目指して、まちづくりの核となる水辺空間の整備を進めています。

#### ウ 環境に配慮した河川事業

河川の持つ自然環境を保全・復元するため、生態系や景観に配慮した整備を進めています。

#### エ 「京都府鴨川条例」の推進

千年の古都を流れ多くの人々に親しまれている鴨川とそこに合流する高野川の河川環境を、安心・安全で良好かつ快適なものとして次世代に引き継ぐため、平成19年7月に「京都府鴨川条例」を制定しました。総合的治水対策や迷惑行為禁止等、河川環境全般にわたる規制と施策を盛り込み、鴨川府民会議による府民協働の推進も定めています。平成20年4月には規制条項を含めて全面施行し、より良い河川環境の実現に向けた取組を進めています。

#### オ 環境に配慮した砂防事業

砂防えん堤等に、間伐材等の「緑」の資源を活かした工法の導入等を行っています。

### (2) 一般海岸における環境の整備・保全

海岸は、多種多様な生物の重要な生息・生育環境の場であり、人々にとって憩いの場、レクリエーションの場として利用されています。

護岸、突堤、人工リーフ等の海岸保全施設を整備することで生命・財産を守るとともに、砂浜を維持し、自然環境の保全、海岸利用の促進に努めています。

### (3) 港湾区域における環境の整備・保全

3つの港湾（舞鶴港、宮津港、久美浜港）において、環境の整備や保全に配慮した港湾事業や海岸事業等を行っています。

#### ア 港湾事業

港湾周辺における良好で快適な環境を創出するため、地域住民等が海に親しむことのできる港湾緑地等、開放的な交流・親水空間の整備や保全を進めています。

また、宮津湾の港湾区域内にある閉鎖性海域の阿蘇海では、生物の生息環境を改善することで、自然浄化能力を向上させる覆砂を行い、港湾内の海域環境の創造と保全を図っています。

#### イ 海岸事業

海岸侵食等から国土保全を図る取組では、開放的な交流・親水空間の創出に配慮した緩傾斜護岸等の整備を進めています。

特に、日本三景の一つである天橋立では、砂浜を海岸侵食から守り、優雅で繊細な景観を後世に伝えていくため、サンドバイパス工法による養浜を継続的に行っています。

#### (4) 農業用のため池、用水路等の整備

安定した農業用水の確保を図り、農業・農村地域の豊かな生物環境に配慮しつつ、農家だけでなく地域住民の意見も聞きながら農業用のため池整備や水路整備等を実施しています。

### 3 水循環の保全・確保

---

#### (1) 森林や農地の適切な維持・管理

森林や農地は、食料等の生産はもとより、国土・環境の保全、水源涵養、生物の多様性の確保等、様々な公益的機能を有しています。これらの機能は、農山村地域における農林業の生産や生活と一体となって維持されてきましたが、農林業の低迷や農山村の過疎化、高齢化の進行等により、森林や農地を良好に維持・管理していくことが困難な地域もみられます。

近年、府民の間にも、森林や農地の持つ公益的機能に対する理解が広がりつつある中、国民全体でこれらの機能を持続的に発揮させる制度として、平成12年度には中山間地域等の農地に対する「中山間地域等直接支払制度」が、さらに、平成19年度には、農業者が自治会や子ども会、女性会等と一緒に地域ぐるみで農地や環境を保全する「農と環境を守る地域協働活動支援事業」が、平成14年度には森林整備を促進させるための地域活動に対する「森林整備地域活動支援交付金制度」が導入されました。府内の対象地域においては、これらの制度を活用しながら、森林や農地の適切な維持・管理に向けた取組が進められています。

府では、間伐等の森林整備等の促進を通じて緑豊かな環境を守る取組を推進しています。

また、地域農業を維持するための新規就農者の確保や、地域農業を牽引する担い手の育成、定年帰農者や女性・高齢者等、多様な担い手の連携による地域農業の新たな仕組みづくり等を進めるとともに、人口減少の進む農山漁村地域の将来にわたる維持と発展を支えるコミュニティづくりや豊かな自然をはじめとする地域の資源を活かした「なりわい」づくりなど、持続可能かつ自立的な農村コミュニティの構築をめざした取組を進めています。

#### (2) 水源地域となる森林の保全・整備

様々な公益的機能を有する森林の中で、水源の涵養や土砂流出の防備等において特に重要な役割を果たしている森林を農林水産大臣または都道府県知事が保安林に指定しています。保安林に指定されると、森林の公益的機能を確保するため立木の伐採等の際に一定の制限を受ける一方、税金の免除等の優遇措置があります。

府では、必要に応じて保安林指定手続きを行い、その適切な管理を実施するとともに、山地災害を未然に防止するため、治山施設の整備を進めています。

#### (3) 森林水源地域における水資源の無秩序な利用防止

「京都府森林水源地域の保全等に関する条例」を平成30年3月に制定し、重点森林水源保全地区に指定された区域内での一定規模以上の取水を許可制とし、森林水源地域における水資源の無秩序な利用の防止に努めます。

#### (4) 水の流れの回復

水量が減少した河川においては、水質の浄化、生物の生息、景観等に配慮しながら水の流れの回復に努めています。西高瀬川の京の川再生事業については、平常時に水の少ない区間の水量確

保を行うための導水施設を整備し、拠点となる箇所において、親水性に配慮した水辺空間の創出に努めています。

#### (5) 雨水、下水処理水等の有効利用の促進

雨水は地下水涵養や都市河川の水量の維持等に重要な役割を果たしています。雨水利用を促進することによって水循環、水資源への関心を高めることができるとともに、雨水浸透施設と組み合わせれば水循環の健全化にさらに有効となります。

府では、公共施設において雨水を利用するとともに、民間住宅において雨水浸透・再利用設備を設置する工事に対しては低利融資を行っています。

さらに、平成27年度から、雨水貯留施設（マイクロ呑龍※）設置事業として、個人等が設置する雨水貯留施設に対し、市町村と連携して設置費用の助成を行っています。

また、都市空間における貴重な水資源確保及び良好な水辺空間の創出を図るべく、**修景用水\***として下水処理水を供給するなど、下水処理水の再利用も行っています。

※マイクロ呑龍：桂川右岸乙訓地区の水害対策として造られた雨水貯留用トンネルのいろは呑龍トンネルにちなんでつけられた小さな水貯め施設の愛称

#### (6) 漁場環境の保全

府内の漁場環境は概ね良好な状態に保たれていますが、赤潮、流出油、漂流・漂着ごみ等による漁業被害や、各種の開発工事による漁業への悪影響が生じることがあります。このため、漁業被害の未然防止や水産資源の保護等の観点から、以下の対策を講じています。

##### ア 漁場環境の調査

有害プランクトンの出現状況や水質測定等の漁場の環境調査を定期的を実施するとともに、漁業協同組合等と連携して漁場の環境異変の早期発見と迅速な連絡体制の確立により、漁業被害の未然防止に努めています。

##### イ 漁場油濁被害対策

油の流出や漂着等に関する情報の迅速な収集と連絡に努めるとともに、発生の際には、市町村等が行う油の除去や拡散防止の活動に協力し、漁場や水産資源への被害の未然防止に努めています。

また、原因者不明の漁場油濁被害が発生した場合には、公益社団法人海と渚環境美化・油濁対策機構からの救済金が円滑に受けられるように漁業者を支援しています。

##### ウ 河川漁場の環境保全の啓発

内水面漁業の振興と河川環境の保全に資するため、河川での遊漁のルールやマナーについて手引きや府ホームページにより啓発しています。

##### エ 突発的な魚類へい死対策

突発的な魚類の大量へい死事故が起こった場合には、最寄りの保健所等を通じて迅速な原因の究明や被害の拡大防止等の対策を講じています。

## 第3節 良好な景観の保全・創造

### 1 現状と課題

私たちの京都は、変化に富んだ海岸線、四季折々に様々な表情を見せる山並み、清らかな水をたたえる河川等、豊かな自然に恵まれ、この美しい自然との関わりの中で、丹後から山城までの各地域において、人々の営みや歴史と伝統に培われた文化を映しながら、多くの個性豊かな景観が形成されてきました。

先人が守り、育ててきたこれらの良好な景観は、私たちに安らぎのある豊かな生活環境をもたら

し、地域への誇りと愛着を育むとともに、京都を訪れる人々をも引きつける私たちの貴重な資産といえます。

しかし、都市化の進展、産業構造の変化及び価値観の多様化が、景観の形成に密接な関わりを持つ人々の生活や生業に大きな影響を与え、多くの良好な景観がその姿を変え、失われつつあります。

私たちは、一人ひとりが身近にある良好な景観の価値を認識し、府、市町村、府民及び事業者の適切な役割分担と協働の下、良好な景観を保全し、育て、かつ、創造することにより、府民共通の資産として将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

府では、地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、平成19年3月に「京都府景観条例」を制定し、様々な取組を進めています。

## 2 総合的な景観形成の推進

---

地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成を推進するためには、府民一人ひとりが身の回りの身近で大切な「景観」を見つめ直し、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた景観の持つ価値を共有し、良好な景観形成に向け、実効性ある規制誘導、景観資源の発掘や共有、普及啓発活動等の様々な施策を総合的に進めていくことが必要です。

### (1) 地域の景観資源の共有

地域の身近な景観を発見し、その価値を地域住民が共有することから、地域の景観づくり活動が始まります。府では「京都府景観条例」に基づき、建築物の所有者やまちづくり団体からの提案により、地域で守り育てられている景観を資産として登録し、価値の共有化を図るとともに、景観資産を活かした地域の景観づくりを推進する「京都府景観資産登録制度」を創設し、これまでに26件の登録を行いました（令和4年3月末現在）。

### (2) 景観に関する専門家の派遣

地域における景観づくりの活動では、専門家やまちづくりの経験者等からの助言を得て、進めることが有効です。府では、平成19年9月に「景観アドバイザー制度」を創設し、都市計画、建築、色彩、デザイン等の研究者、有資格者や経験者をあらかじめ登録し、地域からの要請に応じて派遣することにより、地域の景観づくりを支援しています。

### (3) 景観づくり活動の交流連携及び啓発

各地で景観づくり活動を行う団体等の交流やネットワークづくりを進めるとともに、府民の景観に関する意識を高めることにより、地域主体の活動を促進させることが重要です。平成19年度から「京都府景観まちづくりフォーラム」を開催し、活動団体の情報交換（成功失敗体験の共有）や交流、先進地事例の紹介等による府内各地における景観づくり活動を支援しています。

### (4) 「景観法」の活用による実効性ある景観誘導

平成16年6月に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が公布され、良好な景観形成に関する基本理念や各主体の責務、景観計画の策定と区域指定による法的規制の枠組みが用意されました。府では、広域的景観形成のモデル地区として、平成20年度に天橋立周辺地域及び関西文化学術研究都市において、「景観法」に基づく「景観計画」を策定しました。

## 3 自然景観の保全・創造

---

### (1) 優れた風景地の保全

府内には、まだ多くの保全すべき優れた自然や景観が残されており、自然環境に対する意識の

高まりの中、貴重な自然環境や田園風景、歴史に裏付けられたまちなみの保全等が求められています。

平成28年3月に国定公園に指定された「京都丹波高原国定公園」は、「芦生の森」と呼ばれる原生的な自然や希少な動植物を有しているだけでなく、「かやぶき屋根」といった特徴的な民家がある集落が共存しており、自然と寄り添う暮らしと伝統文化を長く世代を継いできた歴史を感じることができます。貴重な自然や景観の保全を図るとともに、その計画的な利用を進めています。

写真3-4-1 芦生研究林



写真3-4-2 美山かやぶきの里



## (2) 地域住民との協働による持続的な管理の仕組みづくり

自然景観の中には、人との関わりの中で連綿と受け継がれてきた景観があります。

日本有数の白砂青松の地である日本三景天橋立の景観は、松林とそれを利用する人との関わりの中で千年以上受け継がれてきました。しかし、昭和30年頃の燃料革命により人が松林を利用しなくなってからは、植生の遷移が進行し、白砂青松の景観が失われつつあります。美しい天橋立の景観を守るためには、現在における人と松林が関わる仕組みづくりが必要です。

そこで府では、松林の生育に支障を来している広葉樹の伐採等を実施するとともに、地域住民との協働により天橋立の松並木を保全する取組を進めています。さらに、保全活動を持続させるために、地域社会での新たな仕組みづくりにも取り組んでいます。

## 4 農山漁村景観の保全・創造

### (1) 地域の植生を活かした特色ある里山の整備

近年、生物多様性の観点等から、原生的な自然ばかりでなく、里山や農耕地、採草地等の二次的な自然環境の重要性が見直されてきました。これら身近な自然は、人間活動に伴う生態系の適度なく乱により形成された多様な環境であるため、そこに生息・生育する野生動植物も多様で、面積あたりの種数は極相林よりも多く、希少な野生生物の生息・生育地となっていることも多くあります。

しかし近年、里山等の身近な自然は、生活スタイルの変化等によって人との関わりが薄れ、これを維持していくことが困難な状態となってきました。また都市部周辺では、開発の対象となり多くの自然が失われました。このため、オキナグサやエビネ、メダカ、タガメといった、本来は身近な生物が急減し希少種となるなど、生物多様性の点からも影響が現れています。

こうした中で、身近な自然を保全していくには多大な努力が必要となります。里山等が生活や生産の場として活用されることが最も望ましいのですが、過疎・高齢化等により、多くの人手を要する維持管理は困難な場合が多く、農業者だけでなく農業者以外も参画して地域資源の保全を行う多面的機能支払交付金や、京都モデルフォレスト運動による企業や府民参加の取組に加え、平成25年度から森林・山村多面的機能発揮対策事業（国事業）を利用して森林ボランティア、地域住民及びNPOが実施する里山の保全管理等が実施されており、さらに平成28年度から豊かな

森を育てる府民税を活用し、里山整備、里山学習の支援等を、平成30年度からは地域のファンや地元出身者と協働で地域の資源保全等を行う取組を実施しています。

## 5 都市景観の保全・創造

### (1) 各種制度の運用による計画的な都市整備の推進

都市計画は、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的として土地の合理的な利用を図る計画であり、快適で住みよい生活環境を形成していくという点で環境保全に密接に関わってきます。

#### ア 都市計画区域の指定

都市計画区域は、自然的・社会的条件から一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定します。府においては令和4年3月末現在13区域196,017ha(22関係市町)を指定しています。

#### イ 都市計画(土地利用関係)の決定

府の都市計画区域のうち、人口の集中がみられる7区域については、市街化を促進する区域(市街化区域)と市街化を抑制する区域(市街化調整区域)に区分し、土地利用を規制、誘導して計画的な都市づくりの推進を図っています。

さらに、都市計画の目的を実現するため、土地の自然的・社会的条件及び土地利用動向を勘案して、用途地域、高度地区、風致地区等の地域地区を10都市計画区域において決定し、建築物等の規制、誘導を図っています。

また、住民の生活に身近な地区を単位とする地区計画は、地区の特性に応じた一体的・総合的な計画を策定して、建築又は開発行為を規制、誘導する制度であり、令和4年3月末現在223地区において決定されています。

### (2) 行政・事業者・府民が一体となった取組の強化

府民の景観への関心がますます高まる中、美しい景観づくりを地域の特性に配慮しつつ総合的に進めるためには、道路・河川・公共建築物等の整備やそのデザインにおいて、行政が先導的な役割を担う一方、府民・事業者等と連携して取り組むことが必要です。

計画の検討段階から、住民の意見の反映を行い、地域の歴史、環境等の特性を踏まえた川づくりを実施するとともに、住民の河川環境に対する意識の向上を図っています。

例えば、亀岡市においては、川を活かした新たなまちづくりを目指し、河川、環境、まちづくり等の専門家及び市民団体等の意見を踏まえた「保津川かわまちづくり計画」が策定され、平成23年度からは「保津川かわまちづくり推進協議会」を設置し、具体的な施策や実現方策等、かわまちづくりの推進を図っています。

さらに、歴史的・文化的まちなみ等の保存継承のために市町村が制定した条例・要綱等に適合する民間住宅のリフォーム工事に対しては、府が低利の融資を実施しています。